

法廷で再稼働を食い止める

日本原子力協定は 脱原発の壁か

河合弘之

かわいひろゆき 一九四四年生まれ。弁護士。
東京大学法学部卒業。脱原発弁護団全国連絡会代表
表記 浜岡原発差し止訴訟弁護団長など。著書に『動
かすな原発』(岩波ブックレット、共著)など。

日本の原発が稼働していない。二〇一三年九月、3・11後、

唯一稼働していた大飯原発三号機と四号機が相次いで定期検査に入つて稼働を停止、以来一年有余、日本の原発はまったく電力を生み出していない。

脱原発を志向する世論の姿勢は明確である。福島では今日多くの作業員が、収束に向けて、被曝しながらの献身的な作業を続けている。だが、一方で汚染水の流出はどうまらず、子どもたちを中心とする深刻な健康被害が出始めてしまっている。

3・11という未曾有の悲惨は、現在進行中で深刻さを増している。その状況のもとで、原発の再稼働などと言うこと自体、そもそも倫理にもとる振る舞いである。

日本政府の歩むべき道は明らかである。第一に事故の収束

と原発被災者への充分な補償と支援であり、そして脱原発と再生可能エネルギー普及に向けて旗幟を鮮明にし、国際社会

でその先頭に立つことである。

だが、安倍政権と電力会社は、それとは裏返の道を走ろうとしている。その戦略は一点突破全面展開である。「小さく産んで大きく育てる」という、日本政府に伝統的な手法である。再稼働が比較的容易にならうる原発を、とにかく一基、動かせばいい、あとはその「実績」を足場に、一気に全国の原発再稼働へ拡大させていく。

その尖兵は、事故を発生させた沸騰水型ではなく、格納容器が比較的大きい加圧水型軽水炉の原発から選ばれる。さらにの中でも比較的新しい原発、すなわち九州電力の川内原発一・二号機(鹿児島県)と、関西電力の高浜原発三・四号機(福井県)が再稼働第一号の本命である。さらにその後、大飯(関西電力・福井)、伊方(四国電力・愛媛)、玄海(九州電力・佐賀)という打順が考えられているようだ。

1. 再稼働と脱原発のせめぎあい

安倍政権は、原発を再稼働させることをくりかえし表明している。国民が求める脱原発のための有効な政治的手立ては徹底的にサボタージュされる一方で、原子力規制委員会は川内原発に対し二〇一四年九月一〇日、高浜原発については二〇一五年二月一二日、適合性審査を合格させ、再稼働にゴーサインを与えていた。

現在、再稼働の実現に向けての作業が、官民一体となつてきわめて精力的に行なわれている。

だが、いまだ日本において再稼働は実現していない。

なぜか。言うまでもなく、脱原発を求める世論による抵抗が続いているからである。毎週金曜日の官邸前デモをはじめ、

全国で脱原発のための取り組みが続けられ、3・11から四年を経てなお、被害の風化を拒み続けている。

私たち脱原発弁護団全国連絡会が取り組む法廷闘争も、そうした全国的な脱原発への取り組みの一部をなしている。

政府の一点突破全面展開戦略に対抗し、私たちは日本の全ての原発(ただし東通、女川、福島第一・第二を除く)について、各地で稼働差し止めを求める訴訟を提起している。

二〇一四年五月二一日、福井地裁(樋口英明裁判長)は、きわめて格調の高い判決を下し、関西電力大飯原発の三・四号機の再稼働差し止めを命じた。

川内原発については二〇一四年五月三〇日に、差し止めの仮処分が申請された。すでに四回の期日を経て二月二八日に一応の審理を終えている。鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は積極的に審理に取り組み、私たちにも九州電力側にも、法廷で多くの質問を投げかけた。火山の爆発は予知できるのか、避難計画は十分か、十分でなくてもよいのか、と。法廷では、九州電力は若手の職員技術者を動員し、自信満々の態度で安全論を展開した。私たちもそれに対抗して長時間の、練りに練ったプレゼンテーションを行なった。一方で二〇一五年三月一八日、川内一号機の工事認可がなされ、再稼働へさらに一步近づいている。このままいけば、実際の再稼働は今年七月頃かという報道も見られる。それまでに私たちの望む差し止め仮処分決定が出ることが重要である。

もう一つの「戦場」である高浜はどうか。

関西電力は、高浜原発の再稼働に社運をかけているようだ。もともと関西電力は原発依存度が異常に高く、ピーク時には約六〇%もの高率で原発に依存していた。関西電力の経営再建策は原発再稼働一本槍である。先見性のない、まことに愚かな経営陣というほかない。その彼らが特に重視しているのが、高浜原発三・四号機の再稼働である。

彼らは、昨年五月の福井地裁判決で運転差し止めを命ぜられた大飯原発三・四号機については、その経営戦略において、実は重視していない。再稼働までの法的・技術的ハードルが多いすぎて、即戦力として期待できないからだ。それに引き換え、高浜三・四号機は再稼働に最も近い位置につけている。

比較的新しい（一九八五年運転開始）し、大きい（八七万キロワット）ので、九州電力の川内原発に次ぐ二番目の再稼働を、彼らは期待しているのだ。当然、関西電力は今年の経営計画にしっかりと再稼働を組み込んでいる。

その彼らがもっとも恐れていることは、その高浜三・四号機の再稼働が、住民申し立てによる仮処分で差し止められることがある。井戸謙一弁護士らが代理人として申し立てた第一次の決定は、二〇一四年一月二七日、出されている。筆者もその場に井戸弁護士とともに立ち会った。

決定はきわめて意外なものであった。結論は却下である。

しかし、その理由は奇妙であった。「新規制基準は基準地震

動の定め方などにも疑問があり、田中委員長自身も絶対的安全性は保障しないと言つており、避難計画も完備されていないから、再稼働許可（適合性審査合格）が出されるとは到底思えないでの、保全の必要性がない」というのである。

その時すでに同じ問題点がある川内原発に再稼働許可が出されていたのだから、明らかに奇妙な言い逃れである。井戸弁護士は憮然とした表情で、「それなら再稼働許可が下りた時点で、もう一回申し立てる」とつぶやいた。

そして高浜への再稼働許可が出された。多くの、若手とベテランの弁護士が集まり、申し立て人とともに、再び仮処分申請を出した。大飯原発二・四号機についても同時に仮処分を申し立てるにした。去年五月二一日の判決に仮執行宣言がついてないので、即時執行の効力がないからだ。

審理は再稼働が既成事実化される前に、迅速に終わらせる必要があるので、考えられるすべての主張を申立書で一括して尽くすことにした。

昨年の福井地裁判決での主張・証拠、その控訴審での主張・証拠、川内原発差し止め仮処分での主張・証拠、大津地裁での高浜原発差し止め仮処分での主張・証拠を、すべて提出した。現時点で日本の原発が抱えているすべての問題点、論争点を提示し、「裁判所がこのうちのどれを取り上げてもいいので、差し止めの決定を出してくれ」という構えをとつたのである。申立書等は四二〇頁、証拠書類は重量にして一

〇kgに及んだ。私が監督として制作した映画『日本と原発』も提出した。

申し立ては一二月五日になされた。関西電力は慌てふためいたと聞く。そして、あらゆる方法で時間稼ぎと引き延ばしを図った。まず、代理人選任を遅らせた。今までと同じ代理人を選任すればよいのに、遅らせたのである。そして、それを理由に第一回審尋期日の指定を遅らせようとして、第一回は申し立てから五三日後の一月二八日となってしまった。

第一回審尋期日で、関西電力は、これが福島第一原発事故後の主張書面かと目を疑うような旧態依然たる「安全・安心」論を展開した。それは大飯原発三・四号機差し止めの福井地裁判決を完全に無視するものでもあった。

私たちはその不当性を追及し、関西電力の主張がこれに尽きること、すなわちこれ以上争点を抜けないことを確認させようとした。関電も概ねこれを認めたので、裁判長は次回までに主張立証を尽くすよう双方に指示した（担当裁判長は二〇一四年五月二二日判決を出した樋口英明氏である）。

そして、次回期日を三月二一日に指定した。福島原発事故の発生した日である。法廷にどよめきが走った。この意味深長な期日指定に、私たちは（一方的に）樋口裁判長の並々ならぬ決意を読んだ——関西電力はボカシとしていたが。

樋口裁判長は何の感情も表に出さず、ぶっきらぼうに「なお、五月二〇日も空けておいてください。正式な期日指定で

はないが、場合によってはその日も審尋期日を開くかもしないので」と言い置いて、閉廷した。

そして樋口裁判長は双方に対し、基準地震動を引き上げたときの耐震構造工事の内容や、原子炉の計測装置の耐震クラスはどの程度か、そして免震重要棟の機能と設置時期についての質問に答えるよう、求釈明を出していった。これも樋口裁判長の考え方を示唆する質問内容であった。釈明の一応の締め切りは二月二七日、最終締め切りは次回期日三月二一日の一週間前の三月四日であった。

この日の裁判長の訴訟指揮と質問事項を見て、関西電力は敗訴必至と見たに違いない。そして、なんとしても訴訟を引き延ばし、樋口裁判長の転任（三月三日）まで粘ることにしたのではないかと思われる。新しい証人や電力中央研究所の「学者」の鑑定書の提出、関電職員による口頭説明をさせようと書面で申請した。三月九日のことである。

我々はただちに「必要ない。それらに関する証拠はすでに出ていて重複する。三ヶ月も時間があつたのに、今さら言いつけるのは引き延ばしのためにするものにすぎない」と反論した。そして三月二一日を迎えた。

関電は、「私たちの証拠申請を認めてくれないのか」と迫

ます」と上ずつた声で叫んだ。

裁判官の忌避申し立てである。これによつて手続きを凍結させ、権口裁判長の任期切れを狙つてゐることはもはや明白である。あらかじめ予想していたのか、裁判長は顔色一つ変えず、「では閉廷します」と言つて立ち上がつた。そして振り返りざま関電側代理人に対して、「忌避理由書を三日以内に出してください」と言つて退廷した。

「忌避」とは、裁判官が明らかに不公正である時（たとえば当事者から金を貰つているとわかつた時など）に裁判から外すという制度（民事訴訟法二四条）であり、認められたことは日本の裁判史上、一、二件しかない。労働事件や公害事件、冤罪を争う事件など、熾烈な法廷闘争の中で弱者側もしくは権力に闘いを挑む側が用いることがある、いわば絶望的な闘争手段である。それを超巨大企業で、政治権力にも近い関西電力が使つたのである。空前のことである。いかに関西電力が敗訴を覚悟し、いかにそれを避けようと必死になつてゐるかが理解されよう。そこまで関西電力が追い込まれているということがもある。

ちなみに、大飯三・四号機については、いまだ再稼働許可が規制委員会から出されておらず、緊急性がないということでも、引き続き五月二〇日に審尋期日が開かれることになった。この事件は権口裁判長の後任に引き継がれるかもしれない。

以上が本稿執筆の三月二七日段階の状況である。

文や具体的な証拠を豊富に引用し、詳細に論じている。分量的にも基地問題（安全保障問題）を論じてゐる部分が原発を論じている部分よりも圧倒的に多い。著者の主張と関心の重点が前者にあることは明らかだ。私は、安全保障問題の専門家ではないので、その部分についての論評は避けたい。しかし、その大部分は正確かつ示唆的であり、討議のうえで有益な情報が提供されているように思われる。

しかし、原発問題については見過せない誤りが多い。そもそも日米原子力協定は、日本が原子力発電を継続していくことを取りきめるような性格の条約ではない。同協定の条文を逐一読んでも、そうした内容は出てこない。しかし同書は、日本の安保政策を大きく規定する日米安全保障条約、日米地位協定の構造（米国の権限を不当に大きく認めていて日本が「属国」同様であり、日本の独立が保たれていないこと）と、日米原子力協定との共通するものであると描く。同書は、日米原子力協定という法律上の文書を論じているにもかかわらず、具体的な条文をほとんど引用しない（九六頁と九七頁で協定終了に関する一二条と二六条を引用しているのみ）。

日米原子力協定には「原子力発電」という文言は出てこない。原子力の「平和的利用」という文言が出てくるだけだ。

原子力の「平和的利用」と原子力発電とは同義ではなく、医療分野の放射線利用のほか産業利用などを広範に包含する。同協定は日本に原子力の「平和的利用」を義務づけるもので

2. 日米原子力協定は脱原発の障害か

脱原発は世界の趨勢とはいえ、そう簡単に実現できる政治課題ではないということもまた明白である。脱原発は、寝て待つてゐるうちに降つてくる果報ではない。

私たちは、全原発への差し止めの仮処分申請と訴訟において、膨大かつ緻密な証拠と言論を積み重ね、一つ一つの原発を止めていくたかいを前に進めていくことによって、現在の原発ゼロの状態を一日でも長引かせ、その間に、市民運動や政治運動、選挙によつてエネルギー政策の転換を実現していかなければいけない、と考える。そして、それは難しくはあつても、実現可能な課題である。

こうした嘗みが続けられる一方、脱原発を達成する難しさについてさまざまに「理由付け」が行なわれることもある。日米原子力協定によつて日本は原発を自分の意志だけでやめることはできなくなつてしまつて、日本が脱原発を実現できないのは、日米原子力協定という「憲法の上位法」が壁になつてゐるからだ——といった言説が、反原発運動の中で聞かれようになつてゐる。

矢部宏治氏の『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』（集英社インターナショナル、二〇一四年刊）などで、そのような主張が展開されているからであろう。

同書は、日米安全保障条約と日米地位協定については、条

ではなく、利用する際の相互協力と、核物質の厳格管理、すなはち核不拡散を定めている。「原子力の平和的利用にともなつて絶対に核拡散をさせない」という点が同協定の趣旨であり、その条文のほとんどが核物質の拡散禁止とその保障措置（実効性確保）にかかるものとなつてゐる。

第一条は協定に出てくる言葉の定義である。第二条は相互協力の方法を定める条文であり、「専門家の交換による両国の公私の組織の間における協力」などが規定され、その協力過程において核拡散をしてはならないといふことが入念に書き込まれている。第三条は核物質の貯蔵に関するもので、プラットニウムや濃縮ウランなどの厳重な管理が規定されている。もちろん核拡散防止のためである。

第四条は核物質等の移転に関する条文であり、第三国への移転が厳しく制限されている。第五条は核物質の再処理、形状または内容の変更に関する条文であつて、それをするには米国の同意が必要とされている。これによつて核兵器に転用可能な核物質を日本が勝手に作らないようにしてゐる。

第六条はウラン濃縮に関する条文であり、米国の同意がなければウラン235の濃縮度を20%以上にしてはならないとする。これも日本が核兵器を持たないようにするためである。

第七条はプルトニウムなどの防護（テロ、盗取からの）についての規定である。厳重な防護が規定されている。

第八条は米国の協力によつて得られた核物質は平和的目的

に限つて利用し、決して核爆発装置（核兵器）を作るのに利用してはならないと明確に定める。日本が核兵器を製造すること（核拡散の最悪の態様）を厳しく制限する条文である。

第九条は保障措置（核拡散の防止を実効あらしめるための措置）

の条文、第一〇条は第三国に対する原子力の平和的利用の権利を附与するには両国の合意を必要とするという条文であり、

第一一条は包括同意取りきめの締結を定める条文である。

第一二条は返還請求権の条文であり、日本が核拡散に違反したときは協定は破棄され、その場合は米国から給付された核物質は返還すると定める。そして、その第四項で、協力を停止または終了させるには協議することが記されている。

第一三条は旧協定との関係が記されている。

第一四条は協議、紛争の仲裁裁判所への付託の条文である。

第一五条は附属書に関する事務的な規定である。

第一六条は効力発生、有効期間、終了等に関する条文である。期間は三〇年で、三〇年経過後は六カ月前に予告することでいつでも終了させられると規定する。

なお、協定が終了したあとも、第一条、第二条の四、第三九条、第一一条、第一二条、第一四条は効力をなるべく維持させるとあり、矢部氏は同書九七頁でそのことを「こんな国家間の協定が、地球上でほかに存在するでしょうか」と非難している。しかし、これらの条文は核拡散防止に関連する条文なので、このように定めることはある意味で当然だろ

深刻な政治問題である安全保障などに関する政府の決定（統治行為）には裁判所は立ち入って判断をすべきでないという理論である。日米安保の合憲性が問われた砂川基地事件等の最高裁判決で用いられた。

統治行為論は半世紀以上前に出されたものであり、それ以後はこの理論に立つ最高裁判決は出ていない（下級審でもきわめて少數である）うえ、法学界でも実務家の間でもきわめて批判が強い。なぜなら、統治行為論は、最も重大かつ深刻な局面で違法な国家意思決定が行われても、司法がそれについての判断ができないということを意味し、法治國家の根幹が崩壊してしまうからだ。

そして、私たちの原発差し止め裁判においても、統治行為論が国側や電力側から主張されたことはないし、これを使った判決を裁判所が出したことではない。仮に裁判所が「原発の設置許可是統治行為でありその是非について判断しない」とか、「原発運転は国の統治行為たる原発行政のもとで行われているから、電力会社による原発運転は差し止めしない」などという判決を出したならば、全司法界が驚愕するであろう。統治行為論を是認する裁判官は少ないと思われるが、仮に是認するとしても、原発の設置許可是安全保障問題のような国家間の深刻かつ重大な政治問題ではないから適用のしようがないのである。同書は伊方原発の地裁判決で「原子炉の設置許可は……国の裁量行為に属する」とあるのをとらえて統

う。そうでないと協定終了後は日本が米国から得た核物質を拡散してもよいということになりかねないからである。実際、これと同様の条項は、日本が英・加・豪・仏・露・韓・トルコ・ヨルダン・ベトナムなどと締結している他の原子力協定にも共通して存在するのである。

以上が日米原子力協定の全条文である。核拡散の防止の約束とその実効性の確保に注力する協定であることが理解されよう。日本が原子力発電を継続するよう定めるような性質のものではなく、日米原子力協定の存在は日本が原子力発電から脱するための障害になるようなものではない。

3. 原子力発電は米国の国策か

日米安保条約と日米地位協定によって米国の権限が不当に大きく認められ、日本が「属国」的な状況に置かれているとすることを前提として、原子力発電をめぐる日米の関係も同様の構造にあるという指摘については、どうであろうか。

矢部氏は、日本の安保問題を研究する中で3・11の福島原発事故を迎え、その惨状とその後の不条理な展開を見て、「直感的に」この二つは同じ構造と考えた（同書五四頁）。そして安保分野（特に米軍）における裁判で用いられた「統治行為論」が原発関係で適用されると断定し、「沖縄イコール福島」という構造がはつきり見え」とする。

「統治行為論」とは、國の存立を左右するような重大かつ

治行為論が適用されたかのように言うが、これは地裁による単なる「行政による裁量尊重論」であり、誤りである。決して統治行為論（司法の判断放棄）ではなく、司法の判断におけるひとつ的手法（行政の裁量を尊重し、それが明らかに裁量の幅を逸脱する場合に違法とする）にすぎない（ただし、この手法こそは原発差し止め訴訟での原告敗訴の元凶であり、容認できないのだが）。同書は六〇頁で、「川崎氏（元もんじゅ訴訟二審の裁判官——筆者注）は、〔略〕自分はそういう考え方をとらなかつたが、『原発訴訟に統治行為論的な考え方を取り入れるべきだ』といふ人がいることは聞いたことがあります」とはつきりのべています」と書いているが、どこの誰が言ったかもしれない発言を引用して統治行為論が裁判所で現に用いられているかのべとく論じるのは適切ではない。

また、二〇一三年五月に司法研修所が主催した特別研究会において、ある裁判官が「政策的裁量と専門技術的裁量の区別についてははどう考えるべきなのか。つまり、ある地震なり津波なりの条件を設定した上で、それに耐えられるかどうか、そういう設計になっているかどうかは専門的な判断の問題だろうと思うが、どこまでの事態を想定するか、あるいは、人間の力ではゼロにすることができない事故のリスクにつきどこまでの確率なら許容するのかというの、専門技術的裁量の問題ではなく政策的決断の問題であって、裁判所の判断に

載されている。しかし、これも統治行為論という大きさなものではなく単純な行政判断尊重論であり、しかも「……といふ気がする」という程度の弱い記述である。そもそも裁判官の意見は判決という形式をとる時にのみ尊重されるべきもので、匿名の対談における発言は重視する必要はない。

基地問題イコール原発問題という説を構築するには、基地問題ひいては防衛問題を「密室」で決定しているとされる日米合同会議（同書五〇頁）のような強権的な場がなければならぬが、そのようなものは寡聞にして知らない。日米原子力委員会という場はあるが、核拡散防止が主題であり、権限も強くはなく、議事録も公開されている。

米国が安保分野で明確な世界戦略を持ち、基本的にそれに基づいて日本政府に対する政策を決めているのだろうが（だからこそ沖縄ではそれに必死に抵抗して戦っているのだが）、原子力発電の分野についても同様に米国がそのような強固な国家意思をもとに政策を決定しているのかといえば、はなはだ疑問である。米国自身が数十年にわたり原発を新設しておらず、米国の原発メーカーは衰退している。

同書八五頁では、二〇一二年六月の原子力基本法改正の際に「安全保障に資する」という文言が入れられたことについて、「この条文によつて今後、原発に関する安全性の問題は、すべて法的コントロールの枠外へ移行する」、「どんなにめちゃくちゃなことをやっても憲法判断ができる、実行者を罰す

る」とができない」と述べている。

原子力基本法の火事場泥棒的改変への批判には同感であるが、だからといって原発の安全性の問題がすべてこの改訂によって「法的コントロールの枠外」になるということは、法解釈の上から言つても考えられない。もしそうならば、現に係属している二十数件の原発差し止め訴訟や設置許可取消訴訟において被告の国や電力会社からそうした主張が出てくるはずであるが、そのような主張をする者は皆無である。

日本の脱原発運動史上、もともと熾烈に闘われている高浜原発三・四号機の仮処分申し立てにおいて、追い込まれた関西電力は恥を忍んで裁判官を避まで申し立てたが、「日米原子力協定」も「統治行為論」も一切持ち出さない。当然である。そんなことを主張しようものなら、裁判長から「どういう脈略でそれらを主張するのか説明しなさい」等と厳しく問いただされただけであろう。

日本原子力協定が廃止されない限り、日本が脱原発できないなどということはないのである。脱原発を実現していくうえで、困難はすでにいくらでもある。敵をその実態以上に強大に描き、過剰に深刻な捉え方をすることは、味方を奮い立たせるのではなく、むしろ意氣阻喪させることが多い。

私たちは誰が敵であるかを正確に、科学的にとらえて的確に攻撃しなければならない。鹿をとらえるのに隣にいるライオンに闘いを挑む愚を犯す必要はないのである。

連載 第3回 解題 「土田周書」

2・全電源喪失 福島第一原発の事故現場はどうのよ うな様子だったか

事故後の福島第一原発1号機と2号機共用の超高压開閉所。送電設備が壊れ、停電になった=東京電力提供

かみさわ・ちひろ 一九六六年生まれ。新潟大学理学部数学科卒業。一九九一年より原子力資料情報室のスタッフ。原子力発電所の事故解析および工学的安全性問題の担当。元国会事故調協力調査員。

上澤千尋

政府事故調ヒアリング記録の公開
公開された政府事故調ヒアリング記録 (http://www.cas.go.jp/jp/gepusuikou/hearing_kousai_3/hearing_ist_3.htm) から、プラントや運転操作の状況について語られた部分を拾いあげ、現場の様子がいったいどのようなであつたのか、部分的にではあるが再現を試みたいと思う。

運転操作や現場状況のくわしい記述があるのは主として、事故当時に福島第一原発の所長であった吉田昌郎氏（故人）の一連のヒアリング記録（02、051、071-1、071-2、348、349、350と番号がついたもの。以下同様）、福島第一原発の関係者のヒアリング記録（050、080、361、403、452）、日立製作所の福島第一原発の関係者へのヒアリング記録（602、605）である。

運転操作や現場状況のくわしい記述があるのは主として、事故当時に福島第一原発の所長であった吉田昌郎氏（故人）の一連のヒアリング記録（02、051、071-1、071-2、348、349、350と番号がついたもの。以下同様）、福島第一原発の関係者のヒアリング記録（050、080、361、403、452）、日立製作所の福島第一原発の関係者へのヒアリング記録（602、605）である。

事故当時の福島第一原子力発電所構内の様子を記録したもののとしては、各種チャート類、アラームタイマー、警報記録、過渡現象記録装置のデータ、プロセス計算機のデータ（2号機など）、各所のホワイトボードに記されたメモ、運転員らが採取したパラメータ、モニタリングカードなどによって採取された放射線量率・気象のデータ、テレビ会議の記録、構内にいた作業員などが撮影した写真やビデオなどが残されている。しかし、事故期間を通してデータを記録し保持し続けたものは存在しなかつた。

ヒアリング記録はこれらの一次データとは性格が異なり、運転員なら運転員で、当時の行動や気持、見たこと、聞いたことなどを聴取時点で思い出しながら語っているものである。立場上、当人しか知り得ない重要な情報が語られている一方、